論 説

第一次世界大戦下の 日本におけるドイツ人処遇問題

梶 原 克 彦

目 次

はじめに

- 1 日本在留独墺民間人の処遇問題
- 2 青島在留ドイツ人非戦闘員の処遇問題
- 3 青島在留ドイツ人に対する処遇の厳格化-捕虜・追放・拘禁 おわりに-戦争と人道主義の狭間で

はじめに

第一次世界大戦は未曽有の規模で捕虜を生み出したが、戦闘行為に関わらなかった〈民間人抑留者〉(civilian internees)もまた大量に創出した戦争であった。M・スティベによると、1914年から1920年の間に少なくとも80万人の民間人がヨーロッパの収容所に、そして5万人から10万人の民間人がその他の地域の収容所で抑留されていた。民間人抑留は、対象の大半を徴兵年齢に達した敵国の成人男性としており、これは帰国して兵士となることを阻止するための措置であった。しかし女性や老人といった軍務に関係のない人々や、自国民でありながら民族上の観点から「敵国人」と見なされた人々も抑留された事例が存在している。こうした点に鑑みるに、民間人抑留者の問題には、戦闘行

為を行わない敵国人同士や民族的属性の異なる国民同士が、戦場以外でどのように対峙するのかという、同じく戦時下の抑留ではありながら戦闘員を主たる対象とする捕虜とは異なる側面を有している⁽¹⁾

そもそも捕虜と民間人抑留者には処遇をめぐって大きな違いが存在している。軍隊に所属する者が投降ないし捕獲された場合が捕虜(Prisoner of War)であり、民間人で拘束された者が民間人抑留者(Civilian Internee)である。捕虜については、19世紀末のハーグ条約によりその処遇が国際的に決められていた。開戦となると、捕虜情報局が設置され、ここを通じて被収容者の人数、状況が交戦国間で共有された。この情報の双方向性の故に、その状況の歴史的把握は相対的に容易であるといえる。これに対して民間人抑留者についてはそうした規定は第二次世界大戦後までなく、捕虜情報局に該当する部署もないため、時に捕虜としてその情報が伝えられたこともあったものの、抑留人数と収容場所が同時代でも正確に把握することが困難であるという難点を抱えている。

ところで日本と民間人抑留というテーマでは、第二次世界大戦中の事例として、アメリカやオーストラリアなど連合国における日系移民の抑留事例が小説やドラマのモチーフとなっていることもあり、よく知られており、研究も進んでいるといえよう。またこの時期に日本が敵国民間人をどのように処遇したかという事例については、小森まゆみ氏による『敵国人抑留』や「戦時下横浜外国人の受難」によって明らかにされている。こうした状況に比べると、第一次世界大戦時の事例は近年研究が進められてきたが、なお解明すべき点は多い。第一次世界大戦勃発時の在独日本人抑留については奈良岡聰智氏の『「八月の砲声」を聞いた日本人』とR=H・ヴィッピヒ氏の「1914年のドイツにおける日本人の抑留・国外追放」が、また在墺日本人抑留に関しては拙論がその状況を明らかにしてきた。一方、在日独墺人の抑留については本宮一男氏の「第一次世界大戦と横浜在留ドイツ人」が、日本の民間人処遇についての概略と横浜在住ドイツ人のたどった様子を描いている。しかし、日本人抑留問題には、オスマン帝国ではどのような処遇を受けたのかといったような他の交戦国での事

例,植民地下の朝鮮人は開戦後に拘束された際どう対処されたのか¹⁰という民族的属性の関わる事例,など未解明の点もある。また日本における民間人抑留の問題では,処遇の変化をもたらした背景や横浜以外での処遇の様子といった問題の実態を闡明すると同時に,厚遇で知られる同時代の捕虜処遇との関係を考察することも俟たれる。

筆者はこれまで第一世界大戦における捕虜・民間人抑留者と日本という問題 に関して、いくつかの検討を加えてきた!!) これらの研究の一環として、本稿で は上記の研究状況を踏まえつつ以下の三点を考察する。まず、第一次世界大戦 中の日本在留独墺人に対する処遇の概略を明らかにする。次いで、青島在留の ドイツ人処遇問題を捕虜処遇との違いという点に留意しながら取り上げ、さら に民間人抑留者と捕虜との境界事例として文官オットー・ギュンターの抑留 (拘禁)を採り上げていく。ギュンターについては、瀬戸武彦氏の「青島(チ ンタオ)をめぐるドイツと日本(4)独軍俘虜概要¹² | でも触れられており、本 稿もギュンターの来歴と収容から解放に至る経緯とについてはこの詳細な解説 に依拠している。本稿では民間人抑留者と捕虜というカテゴリーの違いという 観点から、ギュンターの処遇が拘禁から捕虜としての管理へと移行した問題を 検討していく。第一次世界大戦の日本の捕虜待遇は、日露戦争のそれと同様、 人道性と国際法順守というモーメントが指摘されている。そこでは敵国人同士 が戦場を離れて対峙する中で、ときに国際交流とも形容されることがあるよう に、人間性と民族意識の相克を乗り越えた様が強調される。翻って同時代の 〈敵国民間人〉の処遇においてはどのような姿が確認できるのであろうか。捕 虜とは異なる民間人抑留問題の検討は、敵国外国人に対する厚遇という大正期 にまつわるイメージを相対化し、日本の第一次世界大戦体験の複層性を示すこ とができると考えられる。この点も本稿が民間人抑留の問題を採り上げる所以 である。

1 日本在留独墺民間人の処遇問題

捕虜の処遇については国際法上の規定があり、捕虜の情報を交戦国間で共有するために情報局を設置することが決められている。ドイツならびにオーストリア=ハンガリーと交戦状態に入った日本でも、1914年9月に俘虜情報局が設置され、1920年7月に捕虜解放業務の完了をもって閉鎖された。この約6年に及ぶ俘虜取り扱い業務は、将来に対する意見を付して『大正3年乃至9年戦役俘虜取扱顚末』(以下、『取扱顚末』)として纏められている。この冊子には捕虜の管理はもちろんのこと、非戦闘員の処遇に関する実施状況も収録されている。以下、この記載と本宮氏の研究を参照しつつ、敵国民間人処遇政策の展開を辿り、その変化に至った経緯を確認する。

第一次世界大戦中の日本による敵国民間人処遇は、当初、捕虜政策同様、寛容を旨としたが、やがて厳格なものとなっていった。『取扱顚末』によれば、今次の大戦は敵国の一般人民に対しても圧迫を加えて征服しようとし、軍事行動に関係のない非戦闘員を抑留するといったこともなされたが、しかし日本の方針は「戦争は単に交戦国間に於ける政治的争闘に止まり其の臣民に対しては直接関係を有するものにあらず」との原則を守り、開戦当初は「帝国版図内若くは占領地域内に在留せる独逸人若くは墺洪国人を人質等の理由の下に抑留若くは拉去せし如きことなし」とするものだった。実際、ドイツへの宣戦布告と同時である1914年8月23日に内務大臣から各地方地方官へ宛てられた「台湾総督府及び庁府県に対する内務大臣訓令」(内務省訓令第11号)では次のように述べられている。

「今回独逸帝国に対し宣戦を宣するに至りたるは素より深く遺憾とする 所にして其の臣民に対しては秋毫も敵意を有することなし故に現に帝国内 に在る者は安んじて居留することを得べく其の帝国を退去せんとする者は 毫も之を妨げず新に渡来する者亦敢て拒まず彼らに対しては平穏且つ遵法 の業務に従事する限り法令の定むる所に従ひて身体、生命、名誉及財産を 保護し且つ帝国裁判所の救済を受くることを得べし。然れども取締上必要なる行政処分又は軍事上の目的に出づる陸海軍官憲の処分を為すに就きては帝国政府は何等の拘束を受くることなく其の生命、身体、名誉及財産に対する保証と雖も之が為に其の幾分を縮少するを妨げず其の必要あるに当りては或は退去を命じ或は渡来を拒み或は退去を禁じ或は移転、旅行を禁じ或は制限することあるは固より言を俟たず。若し夫れ彼等にして其の本国の為めに軍事上の利便を計り又は帝国及同盟国の軍事上の利益を害し其の他帝国□の安寧秩序を紊るが如き苟も帝国又は同盟国の利益と相容れざる行動を為す者あらば法令の定むる所に従ひて処分するの外直に之を国外に退去せしむべし。之を要する独逸帝国臣民に対しては年来の交誼に顧み帝国及同盟国の利益と抵触せざる限り帝国内に於て可成丈け完全の保護を享けしめんことを欲す。局に当る者宜しく意を並に致して彼等を処遇し併せて帝国臣民をして亦能く此趣旨を体し彼等に対するに寛宏を旨とし苟も
詭激の言行に出づるが如きことなからしむる様注意すべし。
3

この訓令では、在日ドイツ人に対する身体・生命・財産の保証、居住・出国・入国という移動の自由の保障が謳われている一方で、在日ドイツ人がドイツ本国のために日本や同盟国の軍事上の利益に反したり、日本の安寧秩序を乱したりするような行動をとった場合には、身体・生命・財産・名誉を制限し、国外退去・入国禁止・出国禁止・移動の禁止等の措置を執ることが確認されている(8月29日にはオーストリア=ハンガリー人に対してもこの方針に準拠すべきことが通達されている)。とはいえ基本としては「寛宏を旨とし」在留ドイツ人を処遇するとなっており、この点で、捕虜の待遇に際して陸軍が国際法の順守を確認し、「俘虜は博愛の心を以て之を取扱ひ決して侮辱虐待を加ふべからず」(『俘虜取扱規則』)とした姿勢と通底しているといえよう。

しかしその後、東京や横浜方面でドイツ人が集会を行い、本国に声援を送る 決議を行ったり、様々な事情に通じた一部の者たちが秘密の会合を持ったりと いった「不謹慎な言動」が確認された。これは「帝国政府の敵国人寛待の趣旨 と相容れざる事例」であり、1914年9月9日には内務次官から地方官憲に対して在留ドイツ人たちへの監視強化の訓令が発せられており、その2日後には初の国外退去処分が実施されている。 在留ドイツ人の処遇は開戦から間もなくして早くも転換点を迎えつつあり、当時の新聞記事でも「独探」のことが取り沙汰されるなど。 大衆レベルでもドイツ人への眼差しは厳しくなりつつあったといえる。

その背景には、日本に対する敵対行為が確認されたことはもちろんのこと、加えて在独邦人がドイツ官憲に苛烈な処遇を受けていたことが報道を通じて膾炙していたこともあったろう。M・マーフィー氏は第一次世界大戦時の抑留というグローバル現象において、処遇の応酬を一つの特徴として指摘している。P週には厚遇でもって応え、劣悪な処遇にはまた同様のそれによる報復を行うという、一種のオウム返し戦略の存在は、日本でも大戦開始当初から確認できる。その後もこうした報復的措置ないし処遇の相互性を求める動きは、11月7日に青島が陥落した後も、継続している。ドイツで抑留されていた日本人はその多くが10月末までには解放されており、12月になるとこれらの人々が帰国し、その抑留体験を新聞や雑誌で語っていた。すでにドイツから避難した人々の過酷な体験談に加えて、手ひどい処遇についての証言は、当時の在留ドイツ人への優遇が意識されていただけに、一部の日本人には応報感情を惹起し、なおのこと相応の措置を要求せしめたと考えられる。

一方で、政府・官憲の側でも、すでに数カ月に亘る邦人抑留について待遇改善と解放の手段とすべく、非戦闘員のドイツ人を報復として抑留しようとする動きを見せた事もあった。1914年12月19日に、パウル・フォン・ヒンツェ(Paul von Hintze)とフリッツ・アウグスト・ティール(Fritz August Thiel)の両名について外務省から抑留する旨、陸軍省へ意見照会が行われていたりセンツェは前任地のメキシコから駐華ドイツ公使として、ティールは前任地の横浜を引き揚げて移動したアメリカから在マニラドイツ総領事として任地に向かう途上、横浜で引致を受けたものと思われる。外務省の記録によると、ティールは日本を経由する際の保護状(Safe Conduct)を10月にアメリカ大使館を通じ

て申請していたものの、日本政府は国交断絶により引き揚げを要求した敵国官 憲が通過としても入国する事は望ましくないとして、その申し出を拒絶した。 しかしティールは「ホイットニー」という偽名を使って丹波丸で横浜に入港し、 臨検官吏が当人であることを確認の上、引致された?

この時、外務省は両人を抑留し、俘虜に準じた扱いをするという案を決定している。これは両名が民間人であることに鑑み、捕虜ではなく、非戦闘員として抑留するということであり、そのため収容先とされた徳島収容所内に従来の捕虜とは別の居住空間を設けるとされた²⁰ そして外務省がこの両名を抑留するとした理由が、当時ドイツ占領下のベルギーで抑留されていた日本人民間人の処遇に対する報復であり、解放を促すため手段とするためだった。曰く、ドイツ官憲はブリュッセルに残留した木村鋭一在ベルギー公使館三等書記官、石川三四郎、田中耕三、宮代四之助の4名²⁰ の身上を保障したにもかかわらず、11月21日に捕虜として拘禁するに至った。12月12日に木村書記官は解放されたものの、他の3名はまだ解放されたとの報に接しておらず、依然交渉中であり、3名の問題解決までドイツ側の反省を求める手段としてティールおよびヒンツェの抑留を企図した²⁰最終的には両名の抑留は実行されなかったようであるが²⁴ この事例からは民間人処遇の動機として、報復措置と処遇の相互性といった当時のグローバルな潮流の一端を窺うことができよう。

敵国民間人の処遇は、1915年2月4日に外務大臣および内務大臣の請議を受けて、2月14日に内相から警視総監や府県知事等に「独墺人への取締措置に関する訓令」が発せられたことで、さらに厳格化の方向へ向かった。この時加藤外務大臣は「帝国政府の処遇が余りに寛宏に過ぐるとなし私に冷笑し居るものある等恩恵に狎れて却て本邦側の厚意を無視する者漸く其数を加へんとす」という状況に対し「在留独墺人の処遇、俘虜の取扱、同国予後備軍人に対する処分等に更に幾分の峻厳を加え帝国の恩威をして並び行わしめ以て彼等をして謹慎の態度を持せしむる²⁵⁾」必要があるとしてこれを求めた。その措置は、本宮氏の整理によると、①集合しての慰安的行為の禁止、②日本や連合国の利益を害し、公安を害する恐れのある者の国外退去、③政府の許可なき入国の禁

止、④予備役召集を受けて出国後に再入国した者の国外退去、⑤青島占領地や英仏露から国外退去となり、来日した者の国外退去、ということになる②②についてはすでに1914年8月末の段階で確認されており、ここに新たに①のような措置も加えられるようになっている。また残りの3つは、敵国人入国制限措置となっており、④については「帝国辞去及帰来の事情」を明らかにする必要があるので、一時旅行で海外にいた者も新たに渡来した者同様の扱いを受けることになる。『取扱顚末』によれば、これらの措置により解釈上、寄港者の一時上陸も許可されないことになった③

大戦末期の1918年になると、集会の禁止、国外退去、入国制限(上陸制限含む)に加えて、最終的に出国制限が加わる。当時、なお大戦の帰趨が定かならぬ状況で、在留ドイツ人のなかに、軍務に従事してドイツの勝利に貢献せんとして帰国しようとする者がでる恐れがあった。これを阻止すべく出国阻止の方針が執られ、1918年6月17日に出国禁止の内務省訓令が発せられた280

この他、敵国人の通信が「対敵通信制限(1916年12月18日逓信省令第63号)」により制限され、敵国および敵国人との通商も「対敵取引禁止(1917年4月24日勅令第41号)」により禁止、さらに講和条約によって生じる賠償の担保を保全するために敵国財産管理(1919年6月23日勅令304号)が作られた。こうして日本在留の敵国外国人の処遇は、当初は身体・生命・財産の保証ならびに移動の自由の保障を旨とした寛大な措置は、苛烈とまでは言えないまでも厳格化の方向を辿ることになった。同時代のヨーロッパのように収容所や監獄での長期の拘留や、定期的な警察への出頭を含む拘禁のような方式さえ無かったことに鑑みれば、相対的には「寛容」だったと言えるかもしれないが、しかし国外退去処分を命じられた者もおり、やはり戦時下の峻厳な敵国人との関係がそこには反映されているといえる。

2 青島在留ドイツ人非戦闘員の処遇問題

1914年11月7日に青島が陥落すると、同地は日本の軍政下に置かれること

8 47 巻 2 号

になった。捕虜はすでにドイツ軍降伏前より日本へ移送されていたが、本格的な収容は開城後のことであり、およそ4,500名の捕虜は本土に設置された12の収容所で分散管理されることになった。その後、新たに青島から移送される者や、ロシアの管理下から逃れ出た者など、若干名の増加を経て、1920年の解放に至る。『取扱顚末』では第一次世界大戦時(シベリア出兵における捕虜管理を除く)に捕虜として管理対象となった者を以下の5つのカテゴリーに分けている。

- 「一, 青島作戦地域内に戦闘員として武器を執りたる独墺洪国陸海軍人及 其の義勇兵
 - 二、同国軍隊組織の一部を成し何等かの形式に於て戦闘に干与したる陸 海軍所属管理等
 - 三. 独墺洪国艦艇中戦役間南洋方面に出動したるものの乗組員
 - 四, 当初露国軍隊に俘虜として西伯利に収容せられたる独墺洪国軍人にして其の後脱走し終に帝国の権内に入りたる者
 - 五、独墺洪国軍人にして戦争中欧米諸国より旅行を企て其の途次帝国港 湾に寄港し偶々我官憲により発見捕獲せられたる者²⁹⁾

これらのカテゴリーで分かるように、捕虜の対象となるのは軍人と戦闘行為に関与した者であり、それ以外の非戦闘員は捕虜とは異なる処遇の対象となる。青島陥落前においては、日本は同地に在留していた若干名のドイツ人の女性や子供が済南や天津へ避難するのを援助したり、また40名ほどの非戦闘員(そのほとんどが赤十字看護師)が中立国人(アメリカ人やオランダ人)や同盟国の民間人(ロシア人やインド人)と併せて降伏後の退去許可を得る上で便宜を図ったりといった対処をしていた。青島陥落後、青島開城規約付録第7条は「陸海軍に属せざる官吏及び人民は其の堵に安んずべく、又任意に青島を退去する者は各自財産を自由に処分し携行することを得べく、尚軍人義勇兵及陸軍所属官吏の家族にして退去せんと欲する者は日本軍に於て相当の便宜を与ふる

ことを規定」していた。したがって文官と民間人は拘束されることはなく, 退去も自由とされていた。

その後1915年1月中旬までに青鳥を退去したドイツ人民間人は140名(男性 88人、女性33人、子供19人)に上った。これらの自主退去のほかに、強制 的に退去させられた非戦闘員がいた。青島開城規約付録第7条第1項が、軍に 所属していない官吏であっても日本軍によって退去が必要とする者は退去処分 となることを規定しており、衛生部員、巡査等の官吏がこれに該当した。1906 年のジュネーブ条約(戦地軍隊に於ける傷者及病者の状態改善に関する条約) 第9条は衛生部員と教法者(従軍司祭)は捕虜にできないことを定めている。 こうした条約上の規定もあり、開城時に作業に従事していたドイツ軍の衛生部 員は徐々に不要となると、11 月下旬以降に青島の西方約 400 km に位置する済 南へ漸次移送され、同地ですべて解放されるということになった(総数242人)。 開城から間もない青鳥在住の民間人および非戦闘員に対する処遇は實容とい えるものだったが、こうした日本の姿勢を問題視する声が同盟国内で持ち上 がっていた。日本国内への敵国外国人入国をめぐり、邦人抑留への報復手段と して元横浜総領事ティールらの抑留が俎上に載せられたちょうど同じころ、青 島陥落後のドイツ兵のその後の動きが問題となっていた。1914年12月2日に 在天津総領事松平恒雄は外務大臣加藤高明宛てに昨今の天津の状況を書き送っ ている。00

「当地英国租界は独逸租界と接近し居り英国租界に於ける全守備兵の大部分は青島戦闘に参加の為め当地を引揚げたる以来全租界の守備は残部の少数の守備兵と在留民より組織せられたる義勇兵を以て之に充てられ義勇兵に属しては各自仕事の余暇を以て時々訓練を為し居たる所過般当地に於ける独逸人は青島陥落の暁には英国租界に放火せむ等の風説当地英人間に喧伝せられ英人等は之が為めに多少危惧の念を有し居りたる有様に有之候。[中略]。然るに客月二十四日以来独逸軍人の数十人隊を為し数回に当地に入込みたるもの昨日迠に百五十人以上に達し彼等は白昼軍服を着し各

租界を闊歩し居るを以て開戦以来当地に於て著しく独逸人の減少せしに比し一見して近日来夥しく独逸壮丁の増加したることを認めらる、有様に有り之候。右独逸軍人来津に関し当地駐屯軍司令部に就き問合せたる処右は青島にありたる衛生隊員にして我軍が公然釈放したるものなる旨青島軍司令官より己に電報に接し居る由に有之候。然るに当地英仏露国人間には前期独人増加の為め不安の念に駆られ且軍服を着し公然外国租界を闊歩し居るを見て甚敷不快の感を抱き居り、将た彼等独人は衛生隊なりと云ふも其大部分は単に之を口実としたるに過ぎずして其実戦闘員として本戦争に参加したるものなるし独逸商権の維持の見地より当地方に於ける独逸商会等に於て欠く可からざるの店員等を衛生隊員の名の下に釈放せしめたるものなりとの疑を抱き彼等独逸人を非難すると同時に日本側の執りたる処置が余りに寛大に失したりと非難し居るもの不尠有様に有之候為本日発行のチャイナ、タイムスは彼等独逸人の行為に対し筆を極めて罵倒致居候。

この報告によると、青島開城後に元ドイツ衛生部員と思しき連中が天津に押しかけ、イギリス、フランス、ロシアの租界を闊歩し、これが同盟国の間に敵国人「兵士」やドイツのやり方に対する非難を生じさせていると同時に、日本側の処置の甘さへの批判をも惹起しているとのことだった。このドイツ人の非戦闘員の処遇問題は当時の新聞でも取り沙汰されており¾0寛容な処遇に対する各国の批判を受けて、対外関係の重視から帝国外国人の処遇見直しに至るという動きが始まっていることが窺える。1915年2月に日本在留ドイツ人の取締と入国禁止措置が強化されたことはすでに確認した通りであるが、その請議に「在留独墺人の処遇、俘虜の取扱、同国「独墺」予後備軍人に対する処分等に更に幾分の峻厳を加え」とあったように、これは敵国外国人の処遇一般への見直しと理解できるものである。この背景に外国からの批判への対応という契機を看て取れ、次の「俘虜取扱引締 ▽英国人の苦情※20」とする新聞記事は「寛容に過ぎる」敵国人処遇の変更が各国への配慮であると指摘している。

「九日の閣議に依り在留独墺人の取締を厳重にすると同時に俘虜の取扱をも一層厳重にすること、なりたるは既報の通りなるが右は別段具体的に斯々の不都合ありしが為めといふよりも寧ろ世間の思惑を気兼ねしたる結果と見るべきが如し。現に青島攻囲戦に参加せる英軍将校等の私信又は寄書として新聞雑誌に現れたる文面中にも世界を挙りて厄介視しつ、ある独墺人を日本は何故に鄭重に取扱ふやと批難せるを散見する程にて甚だしきは攻囲軍の将校は友邦たる英軍の将士に対する待遇よりも独逸の俘虜に対する取扱の方遥に叮嚀慇懃を極めたりなど取沙汰されたり。是政府としては誠に迷惑千万なり、去りながら政府は多少考慮すべき所あるやにて陸軍、内務、外務等関係官庁間に協議を重ねたる上俘虜取締規則は現在の儘とし別に改正の必要なきも只取扱上此際多少の手心を加ふる筈なりと。」

またこうした「気兼ね」や同盟国との共同歩調は、対敵通信制限や対敵取引禁止をもたらすことになる1916年8月の外務省による「敵国人への措置強化に関する閣議請求案」でも窺える。本宮氏の先行研究によると、外務省が敵国人への措置強化に積極的であったその理由は連合国としての日本の立場を維持せんとしたことに求められ、これは同年6月にパリで開催された連合国経済会議を背景としていた330この会議の決議では連合国が足並みをそろえて通商をはじめとして対独制裁を実施することになっていたが、日本は「他の連合国に於けるが如く報復其の他を理由とし敵国民及其の所有財産に対し国際法規以上に之に拘束を加ふることは好まなかった340」ものの、「連合国としての立場」のゆえにこの決議に基づく措置を行うことになった。

捕虜政策の場合でも同様の力学は看取される。例えば、日露戦争同様、当初は捕虜の民家居住と自由散歩も認めたものの、のち、警備と軍事作戦上の理由に合わせて、他の諸国が実施しておらず足並みを揃えるとして禁止した。また停戦協定から講和条約締結までの間に、捕虜の活動を比較的自由にしようとしたこともあったが、これに対して外務省が各国の応報感情に配慮しなければ講和会議で不利になるとの考えから難色を示したこともあった。これらの点に、

民間人と捕虜とを問わず、敵国外国人の処遇をめぐる「報復行為」とはまた異なる方針決定の要因を看取できると同時に、当時の日本が置かれていた国際的立場を窺い知ることができる。

3 青島在留ドイツ人に対する処遇の厳格化ー捕虜・追放・拘禁

青島陥落後、ドイツ・オーストリアの文官と民間人は拘束されることなく、本土における当初の敵国民間人政策と同様、寛容な処遇を受けていた。しかしそうした処遇に対しては、海外からの批判もあり、また間諜やドイツ利権を懸念し、国内からその処遇を疑問視する声もあったがすでに確認した様に、衛生部員をめぐってはその身分を偽っている者がいるという疑念が抱かれていた。この他にも、陥落時に軍服を脱いで普通の市民として生活している者が少なくないといった情報や、日本の軍政に不利益を与える者の動きが判明したことなどがあり、こうした人々を取り締まるために第1回の検挙が1915年1月から2月にかけて350第2回の検挙が同年9月に行われ、合わせて142名が拘束されることになった。これらの人々には、似島収容所(広島)でのバウムクーへン製造で有名なカール・ユーハイムのように、非戦闘員ながらも国民軍の軍籍にあったことが判明した者が多数含まれたが350ごく一部に文官の非戦闘員がいた。その一人が元膠州湾総督府民政長官オットー・ギュンターである。

ところで『取扱顚末』ではこれら142名は「捕虜」としたとあるが、その処遇は異なっていた。ユーハイムたちのように当初から捕虜として取り扱われた者はモルトケ・バラックに収容され、その後本土の収容所へ移送された。ギュンターを含む他の者については追放か拘禁とされており3%これらは当初捕虜ではなく、抑留者として取り扱われていた。以下、検挙時の捕虜と追放・拘禁対象、それぞれの拘留プロセスを検討し、後者についてはギュンターの事例を採り上げる。

第1回の検挙における捕虜の対象は、①青島戦中に軍服を着用したことのある者、②赤十字勤務が自称に留まる者(証拠がある者は除く)、③在郷(ドイ

ツ本国の)軍人(青島戦中に軍服を着用していない或いは軍務に就いていないと証明できる者は除く),④国民軍に召集された者(軍隊手帳で「兵器を携帯しない国民軍 [Immobil Landsturm] に編入」とある者は除く),⑤消防隊及び警察勤務名簿へ記載のある者,とされた。検挙された107人の捕虜のうち,1月に検挙された100人は大阪収容所へ移送されるが,そのうち14人は水道部や発電所などで使役し,1名が逃亡したのちは、13名を拘禁して大阪収容所へ7月に送致された。2月に検挙され捕虜となった7人は,大商人6人と海軍少尉クロパチェックであった。これらの商人たちは軍務から外れていたとするヴァルデック総督の説明に基づき当初捕虜の対象から外れていたが,軍服着用の証拠があるため捕虜の対象とされた。青島陥落時の捕虜選定においては軍隊手帳により軍務に就いたか否かを判定していたが,この検挙時は青島開城規約にも依拠しつつ,戦闘への関与をより広く捉え,軍務に関する証言により厳しい対応を行っていた。

第2回検挙は、1915年9月に福岡収容所で青島国民軍名簿および在郷軍人名簿が所持品検査で押収され、ヴァルデック総督その他の審問の結果、なお捕虜の対象となる疑いのある者が50人いることが判明したため実施された。その結果、軍務に服していない確証のある者を除き、35人を捕虜とした。その対象となったのは、①総督日日命令で1914年8月23日(日本の宣戦布告日)より前に軍務から解放されていない者、②福岡で押収された国民軍名簿に記載のある者、③福岡で押収された在郷軍人名簿に記載のある者(総督府による1914年8月在郷軍人召集に基づき記載されている満17歳以上45歳までの在郷軍人)、④衛生部員の証拠のない者(赤十字の腕章のみなど確たる証拠のない者)、とされた(②と③については、召集されなかったという証拠を持つ者や1914年8月23日までに召集解除された者はその対象から外された)。②に関し、フーゴ・ヴァルター(Hugo Walter)は1914年8月に国民軍召集に17歳未満で軍務に服した証拠もなかったが、偶然本人が志願兵として軍服を着用し軍務に服した記念の写真を発見したため捕虜とした。しかし本人が母と兄弟姉妹5人を養っていたということで宣誓書をもとに自宅居住を許可し、1916年

1月31日に本土へ移送されたとのことである³⁹⁾

これらの検挙には、民兵・義勇兵組織への対応の難しさや、衛生部員や軍務に服していないと偽証する者への対策が困難である事が窺われる。二度に亙る検挙の後にも元海軍兵で青島戦には国民軍として参加したエルンスト・カイニング(Ernst Keining)が捕虜となった事例がある。この者は、青島陥落時には捕虜となる事を免れ、家族共々天津へ逃れていたが、家屋課税問題への対処のため、1916年8月に青島へ戻っていたところを逮捕、捕虜となっているもこうした問題の他にも、陥落後の検挙には、戦地において戦闘員と民間人とを識別する方法、とくに戦闘に加わっていないという点をどのように立証するのかという問題の難しさも垣間見える。実際、先に触れたユーハイムは戦闘には加わっていなかったということであるが、しかし国民軍の名簿に記載されていたということで捕虜となった。

ユーハイムのような「民間人」ではあったが捕虜となった事例は、国内外の 動静から軍籍と軍務の捉え方を厳しくしていった結果生じたが、ギュンターの 場合は文官という身分であるにもかかわらず捕虜となった。『取扱顚末』では その理由を以下の様に纏めている。

「膠州湾総督府民政長官「オットー、ギュンター」は直接兵役に関係なく純然たる文官なるも独逸国は日独戦争開始以前既に青島に軍政を布き且つ同人は元来独逸海軍省官吏(Admiralitätsrat)なるに加ふるに青島要塞防戦に重大なる関係あるべき要職に在りたるものにして開城後も在留独逸人の行政長官たる如き行動を為し又一面に於て暗に支那人の排日思想を煽動する如き帝国軍政に支障ある行動尠からず殊に其の私邸に官文書を収蔵しありたる関係上青島開城規約違反行為に関する調査審問の必要あり姑く青島庁舎内に拘禁したるも時日の経過と共に尋問の必要を見ざるに至り大正七年五月十六日俘虜として内地(坂東)に収容したり

この記載では、ギュンターを捕虜として処遇することに問題なしとする立場

を採っているけれども、追放や拘禁ではなく捕虜とする理由は明記されていない。実際のところ、ギュンターは当初拘禁対象となっており、捕虜として処遇することの検討自体も1918年3月と坂東収容所へ移送される僅か2か月前であり、すでに3年以上の拘禁を経てのことだった40

ギュンターは青島陥落後も民間人として拘束を受けていなかったが、1914年12月にギュンターが中国人を教唆しているとの報告があり、これが直接の拘禁事由となったと思われる。1914年12月22日に在青島船越参事官が直隷巡按使署外交辨事員である謝介石から得た話として日置駐華公使に報告したところによると、「Günther なる者当地方の支那人を教唆し日独交戦の際日本軍側に於て破壊せられたる支那人家屋の被害程度を届出をしめ居候趣にて恰も被害者に対する善後策を講じ独逸側の破壊したるものに非ざるが如き態度を以て窃に之が調査に従事致居候ものとも被思考、現に支那人にして右の届出を為したるものも之ある由に候⁽²⁾」とあり、ギュンターが青島戦での被害を日本によるものと中国人に唆しており、これが日本への敵対行動となっているとの事だった。

前述のとおり、この報告が行われた当時は青島在留ドイツ人の処遇厳格化を求める動きがすでに出ていたが、1915年1月6日には陸軍次官と参謀本部第二部長が青島に出張し、同地守備軍と協議した結果、ギュンターら軍務についていなかった者についても拘禁し、同時に家宅捜査を行うことが決定された場の船越参事官による外務大臣への顚末報告44)では、「(一) 青島に於ける之独逸官吏、同官吏に准す可き者又は同官吏に縁故ある者、(二) 有力なる会社商店の主人又は支配人、(三) 兵役関係を有すると推定す可き者」が検挙の対象とされており、ギュンターはこの(一)に該当する。そして拘束理由は「我軍政施行の下に於て依然として独逸官吏たるが如き行動を為し日本側に不利益なる調査を為し欧州に於ける独逸側の戦況を云為して支那人を誘惑し軍政を紊すが如き事実あり。或は開城前独逸官憲と結託し又は故意に今尚官有物を隠匿し居るが形迹あり」とされていた。家宅捜査でも「軍事上及対独墺人政策上其他軍政施行上重要なる関係を有する事項を発見すること、官私物件の区別就中不動産

所有権の所在を明にする材料を発見すること, 拘禁又は追放を命ずべき材料を発見すること」とされており, ギュンターの逮捕・拘禁事由は先に言及した中国人教唆による軍政の攪乱にあると同時に, ドイツ資産の接収・管理上の情報把握にあった。

ギュンターはこの後、青島憲兵本部の監房で拘禁され、家宅捜査で押収した 資料をもとに尋問を受けた。家宅捜査の結果判明したこと⁴⁵として. 第一に総 督府会計に関して信用貸し出しや在青島徳華銀行(独亜銀行)宛の書面で依然 として民政長官の印を利用しているなど、ギュンターが日本の軍政施行中にも 拘わらず「第二政府」のように行政事項を行っている形跡があった。第二に. 元総督府参謀長ザクサーよりギュンター宛山東鉄道鉱山会社の秘密書類滅却に 関する書類送付書によって判明したのは、在北京ドイツ公使館からドイツ軍に 依頼があり、山東鉄道鉱山会社の秘密書類を四日に亘り焼棄した事実であり、 これは青島開城規約第六条の行政文書保持に対する違反であった。船越参事官 が取り調べした尋問調書40)が残っているが、そこでは山東鉄道に関する質問が 多く. 日本側の関心が那辺にあったかを窺わせるものである!?! 山東鉄道に関す るギュンターへの質問については、青島守備軍民政部によっても実施されてお り、ギュンターが坂東収容所へ移送される間際の1918年5月16日に夏秋十郎 総務部長立ち会いのもと実施された報告書が残っている(8) その報告書によると 質問の目的として「主として山東省に於ける独逸の未設鉄道利権に関し従来調 査し得ざりし所を明瞭ならしめんとするにあり」とあり、いわゆる山東鉄道延 長とその借款にまつわる事項の解明が挙げられている。そして「此等の闡明す るは山東省に於ける独逸の利権を継承して此等鉄道の布設を実現せしむべき帝 国のためには極めて緊要なればなり「中略」本問題に関する調査の進行の計り 併せて独逸当時の鉄道政策奈辺に在りしやを調査せんとせり、尚之に附帯し独 逸が煙濰線の借款権を獲得せる理由其の他独逸の小港経営に関する方針をも審 問せるは将来の参考に資せん為なりとす」とあるように ドイツ利権の継承と 今後の発展のためには、中国との交渉にあたったギュンターからの情報入手が 欠かせず、そのために審問が必要だったことが記されていた。

およそ3年に亘る憲兵隊監房での長期拘禁に対しては、その理由と解放要求が繰り返し突き付けられていた。ギュンターが拘禁(confinement)の状態にある事に対して健康面での不安を理由に1915年5月26日付でドイツ政府からの解放要求がアメリカ大使館経由であった。この時、日本側は軽度の神経症を認めるも身体の不調は腎石疝痛と筋肉リューマチであるとして、解放要求を却下した。同年7月にはギュンターの体調が優れないので自宅で監視するという案もあったが、結局拘禁状態は継続した。この拘禁状態に対してさらにアメリカ大使館より拘禁理由の照会があったが、同年11月29付の回答は、あくまで日本側の情報であるが拘禁の状況といわば表向きの理由の一端を明らかにすると同時に、ドイツ利権に関する事柄が伏せられている様子が示されている⑤

「ギュンター拘禁長期に亘れると並同人健康状態とに鑑み拘禁の理由承知したき趣米国代理大使より申出の件九月九日付欧送第四一○号を以て照会相成候処同人の拘禁は青島守備軍に対し不利益なる行動を為したる為にして健康状態も亦此際特に解放を要する程のものと認めず候條承知相成度候也

追て米国代理大使来翰中「已に六カ月以上密室拘禁を受け」云々と記載 有之候へ共同人飲食物は三食共家族より取寄方を為許しあるのみならず毎 日三回一定区域の散歩及一週二乃至三四の入浴並毎週一回は将校及通訳立 会の上家族と面会を許可する等寛大なる取扱を与へ居る次第にして現時の 健康状態は別紙病歴書写の通に有之尚同人拘禁の理由は青島攻城間同要塞 内に在て民政を統べたる重要人物たるの関係上之を解放するは軍の利益と 一致せざる為にして現に拘禁前同人は依然青島在留独逸人の行政長官たる 如き行動を執り且支那人の排日思想を陰に煽動する等不都合の行為尠なか らざるを認めたる故に有之候に付右参考上申添候」

文面は 1915 年 12 月 15 日にアメリカ大使館へ英文翻訳されて送付されており、その際にも処遇の状態は拘禁 (confinement) となっている (3) その後も、1917

年6月4日にドイツ政府から青島在留ドイツ人の帰国に関する通行証(セーフ コンダクト) 発行依頼があり、言外にギュンターの拘束も不適切であること を訴えていた29日く 日本政府はこれまで膠州保護地域の役員を海軍関係の 役員と見なす見解を取っており、この解釈はドイツ政府の見解では、主計官 (Entendant)、港務部および造船所の役員のような人については問題ないが、 地方行政官や森林.教育関係の役員は不適当であった。これに対して、同年7 月にドイツ本国へ帰還を希望する者に青島を退去する事を許可すると決定され たものの。青島に於ける不動産の管理納税其の他遺留財産に関する責任者を明 確にしておくため、ギュンターのような特殊事情の為に青島守備軍において退 去させてはならないと考えられる者は除くとされ、結局その拘禁が解かれるこ とはなかった53)これを受けて同年9月に、ドイツ政府は本国に帰還するドイツ 人の不動産管理等のためギュンターを指名したので任務遂行に必要な自由を ギュンターに与えてほしいとする、依頼がスイス公使を経て伝えられた。陸軍 は9月11日の外務省への回答で54)この要求も拒絶し、その理由として第一に ギュンターは軍の必要上拘禁している者であり、現在許容している以上の自由 を付与することはできない、第二にドイツ人の不動産管理などをドイツ政府が ギュンターに課すようなことは日本政府が絶対に認めることは出来ない。とい うことを挙げていた。

ギュンターの解放はいずれにしても認められないという状況が続いていたが、拘禁が3年を越えた1918年3月に、青島守備軍民政長官秋谷雅之介より陸軍次官へギュンターを捕虜として、内地へ移送する提案が行われたことで事態は変化した。秋山は1917年9月29日に軍政から民政への移管により設置された民政部の長官として赴任しており、自身国際法に造詣の深いこともあり、この長期に亘る拘禁の問題性を意識したのかもしれない550

「目下当地憲兵分隊庁舎内に拘禁中の旧独逸膠州総督府民政長官「ギユンター」(勅任官) は当地占領後之を放置するときは我国に不利なる行動を為すを以て其自由を拘束するの必要ありたると同時に軍政の実施上往々

彼に就きて独逸時代の事実を尋問する等の必要もありたるを以て大正四年 一月以来右庁舎内事務室の二階に拘束したるも其後年月を経過するに従ひ 尋問も不必要と為り目久しく憲兵分隊に拘禁し置く如きは列国の戦時慣例 にも殆んど其例なく其待遇上甚だ面白からざるに付之を俘虜と為し内地に 送らんとの議ありしも当時外務省側の同意を得ずして果たさざりしものに 有之候処今回本職帰任の際外務次官と打合せたるに「欄外書き込みで「コ ンナコトハ秋山君ニ明言シタコトナシ | とあり - 梶原]「ギユンター」の 取扱方を変更するの必要は同官も之を認め同人の拘禁を解き又は浮「「俘」 と修正あり-梶原] 虜と為すには今日は外務省に於ても異議なきも唯之を 青鳥以外に退去せしめて行動の自由を与ふるは従来同省に於て同人拘禁の 理由として米国大使に対し説明したる所と矛盾するの嫌あるを以て退去処 分のみは之を為さざらんことを希望すとの事に有之候、就ては此際同人の 取扱方を変更せんとせば其拘禁を解きて当地に在住せしむるか又は俘虜と 為して内地に押送するの外無之候処今尚数多の敵国人の居住する青島に同 人を放置するに於ては其行動の監視頗る困難の事情あり去り沖私宅に監禁 に外部との交通を遮断するは啻に好ましからざるのみならず実行亦困難に して完全に其目的を達し難く之に反して同人を俘虜と為して内地に押送す るは最適当の処置たるべく存候。本来同人は兵役に関係なく且純然たる文 官なるも独逸国は日独戦争以前に於ても当地に軍政を布き居り同人は独逸 海軍省官吏なるに加へ当地の防戦に重大の関係あり要職に在りたるものな れば国際法上之を俘虜と為すべき十分の理由有之日露戦争の際にも旅順要 寒内に在りたる文官を悉く俘虜と為したる次第にして海牙條約附属陸戦の 法規慣例に関する規則第三條及従来の戦時慣例に依るも同人は固より俘虜 と為し得べきこと勿論の義に有之青島陥落当時より今日に至る沾之を俘虜 とせずして拘禁したるは当時前記の如き軍事上の必要に依りたることなる も之が為め今日同人を俘虜と為し得べからざるの理由なきのみならず現在 の如く拘禁し置くよりも之を俘虜と為すは欧州人の観念にては却て名誉の 待遇に有之候に付此際「ギユンター」を俘虜として内地収容所に押送のこ

とに致度候間何分の義御同示相成度此段及照会候也56) |

秋山の見解によれば、国際的にこうした長期に亘る拘禁は不適切であり、かといって退去処分(解放)は従来の方針と矛盾するので、監視の要を考慮すれば捕虜として処遇する事が最適であるということであった。またこの捕虜という処遇は国際法上も合法であると同時に、拘禁に留め置くのはでなく捕虜待遇を享受させることが望ましいとする意見だった。この提案を外務省でも検討し、とくに国際法的な問題の検討を行った。そして外務省は、立作太郎、ヘンリー・ボンフィス、ラサ・オッペンハイムらの国際法学、ならびに「イギリス陸軍士官必携陸戦法規提要§58」を検討し、「本件の如きは俘虜として取扱に何等支障なし」とし、戦争遂行に資するという観点から民間人であっても高級文官を捕虜とすることができることを確認した。

外務省は同年4月8日付の陸軍省への回答で捕虜とする処置に異論なき旨伝 えるも、「従来は抑留し居りて今回之を俘虜の取扱と更むること故其の理由丈 は明かに為し置く必要あり」と述べ、最初から捕虜にしていれば問題なかった が、拘禁から捕虜としての管理へとその対応を変更した点に疑問が呈されるの ではという懸念を示した580 そこで外務省はこれまでの拘禁理由を, ①青島攻城 戦中要塞内に在って民政を統べた重要人物であり、②開城後も日本施政に支障 を齎すような少なからぬ行為のため、③今まで捕虜とせず拘禁して来たのは、 軍政上尋問の必要性があったからであり、

④今や尋問が必要でなくなったので 捕虜として内地へ押送する。ことにすることを陸軍に提案した500 こうしたやり 取りを経て、4月25日に青島守備軍司令官は陸軍大臣へ、ギュンターを軍政 上の必要性からこれまで拘禁してきたが、その必要が無くなったけれども、青 島戦に関係する要職にあった者であるが故、捕虜取り扱いに関する陸戦の法規 慣例にしたがい捕虜として内地へ送致したい旨申請を行った[∞]5月4日には陸 軍次官から外務次官へギュンターを捕虜として坂東収容所へ収容すること ま た捕虜とする理由は外務省の提案に異論無しとの通牒があり亡その後、5月 26 目にギュンターは坂東収容所にて捕虜として収容されるに至った。

拘禁から捕虜としての管理に伴い、ギュンターは捕虜番号 4715 が付される⁶²⁾ と同時に、中佐相当として、その「身分」に応じて享受すべき俸給、被服、糧食などの待遇の権利を獲得することになった⁶³⁾ 彼は、軍政上の理由、そして山東鉄道を中心とするドイツ利権に関する情報を引き出すため長期に亘り民間人抑留者として独房生活を強いられたが、文官ながらも捕虜とされた事で「きちんとした」処遇を受けることができるようになった。このことはある意味で皮肉な結果ではあるけれども、当時の日本が捕虜処遇において国際法の順守を心掛けていたことに与って力があった。そして同時にこの結果は、当時、民間人抑留者に関して国際法上の規定が未だはっきりとしていなかったことに起因していたともいえるだろう。

おわりに一戦争と人道主義の狭間で

本稿では、第一次世界大戦中の日本在留民間人の処遇問題の概略をまとめた上で、青島在留のドイツ人取り扱い問題を考察し、民間人抑留者と捕虜との境界事例として元民政長官オットー・ギュンターの拘禁から捕虜管理へと至る過程を追った。

日本在留の敵国外国人の処遇は当初の寛大な措置から厳格化へと向かい,これは同時代のヨーロッパと比べれば寛容な措置ではあったが,国外退去処分や最終的には出国禁止を含む厳しいものであった。そうした変化の背景には,軍事・保安上の必要性,ドイツの邦人処遇に対する報復措置,そして国内外からのシビアな対応を求める声への配慮があった。青島在留ドイツ人の処遇においても,衛生部員としての確認や元国民兵の取り扱いが厳密になったのは,軍政上の理由だけでなく,軍務に服した元ドイツ兵への「微温」な対処が国内外で問題視されたからであった。日本在留ドイツ人と青島在留ドイツ人の処遇に共通する「海外への配慮」は,捕虜の処遇における民家居住と自由散歩の停止とも通底しており,寛容な敵国人への処遇が単なる国際法の順守や人道主義に還元されるものではなく,当時の日本が置かれた国際政治上の立場を反映してい

たことを窺わせるものでもある。

ギュンターの拘禁事例は非戦闘員である文官に対する処遇であり、それが三 年以上にも及ぶ監房での長期抑留となったことは

当時国際法上の規定がない ことで生じていた民間人抑留の問題性を露呈するものである。この対応の中心 となっていたのは外務省と陸軍であったが、当時の日本が軍事上の要請と国益 の観点から苛酷な処遇を継続していたことには、厚遇をもって知られる当時の 捕虜管理とは異なる別の一面が示されているともいえよう。結局のところギュ ンターの処遇は拘禁から捕虜管理へと移行した。捕虜とされるやその処遇への 照会が実施されていたあたりに、国際法の順守という条件付きではあるものの. 捕虜は当時民間人抑留者よりも「適切な」対応を受けることが可能だったこと が示されている。第一次世界大戦の過酷さにより、同時代のヨーロッパでは捕 虜といえどもまともな処遇を受けられなかったことに鑑みれば、こうした捕虜 と民間人抑留者との対比は言い過ぎの感はあるかもしれない。それでも、敵国 人の殲滅を追求し、憎悪を駆り立てることが日常となる戦時にあっては、少な くとも国際法に基づく処遇を要求できるという点でそうした規定があることの 有用性は否定できないだろう。実際、ドイツ政府はギュンターの処遇をめぐり、 その合法性を問うていた。ギュンターの捕虜管理への移行後も、ドイツ政府は スイス公使を通じて日本へ通牒し、監禁されて読書以外何も許されず、書信も 書くことを許されないのは彼にとってとくに苦痛であり、日本政府は彼を監禁 していることについて如何なる法律上の根拠を持っているのか、また表面的に せよ犯罪者に対するようなかくのごとき取り扱いを正当とする裁判上の手続き を完結したのか、回答を求めていた (4) 外務省は犯罪者のような取り扱い云々は 全くないと回答したが650ドイツ政府はこれに対して次のように書き送った。

「「ギユンテル」の取扱が決して囚人の取扱に非ざりしとの日本政府の最近の声明に関し独逸政府は左記の事項を指摘す、「ギユンテル」は一九一五年一月十三日日本人により拘禁せられ一九一五年二月末迄は如何なる罰を受けるかに就き通知せられず青島警察監房に厳格に独居監禁せられた

り、当初数週間は其監視頗る厳酷にして「ギユンテル」は一瞬時も監房外に出づること能はざりき、然るに独逸に於ては懲役囚と雖一日一時間は監房外に出づることを得る旨を独逸医師が抗議するに及び「ギユンテル」に対する監視緩和せられたり。又何等の仕事特に書信を書くことを禁止せられたり、「ギユンテル」は其刑に処せられりし原因たる名義上の過誤に就き四ヶ月以上の間何等の訊問を受けず書信の禁止は一九一七年の始め、即ち独居監禁二ヶ年後に於て漸く解かれたり。仮令同人が日本人に依り青島に於て俘虜と看做されたりとするも俘虜に関する国際法上の条約に依り一般的に認められたる故国と信書を交換するの権利は青島に於ける独房監禁三ヶ年に渉りて認められざりき。「ギユンテル」は軍人にも非ず軍属にも非ずして膠州保護地の文官なりしにも拘らず、今尚ほ俘虜として坂東収容所へ拘置され居り��り」

ギュンターのような文官が拘留され最終的に「捕虜」となった背景には、民間人抑留に関する規定の欠如、さらには捕虜取り扱い規定における民間人処遇の曖昧さがあった。ギュンターの3年以上におよぶ拘禁生活は、戦争と人道主義の狭間に置かれた民間人抑留者の悲劇を物語っている。

【付記】本稿は、愛媛大学リサーチユニット「グローカル地域研究」(GLOCAS)、科学研究費 基盤研究(B)「第一次世界大戦中・戦後の日中関係と東アジア国際秩序: 対華二十一カ条要求の波紋」(研究課題番号:18 H 00825, 研究代表者: 奈良岡聰智、二○一八年度~二○二○年度) による研究成果の一部である。

注

- 1) Matthew Stibbe, Civilian Internment during the First World War: A European and Global History, 1914-1920, Palgrave Macmillan, 2019, p. 1.
- 2) ibid.
- 3) ibid.
- 4) 第一次世界大戦と民間人抑留問題の論点や各国での抑留事例については、スティベの上記著作や、以下も併せて参照。Stefan Manz, Panikos Panayi and Matthew Stibbe (eds.),

Internment during the First World War: A Mass Global Phenomenon, Routledge, 2019.

- 5) 加えて日本の場合,抑留された人々が、「虜囚」となったことを恥としたり、日本人同士の凄惨な対立の記憶に封をしたりと、その体験を明らかにしなかったことも与って、戦後の実態把握を困難にしてきた。ところで、収容所という制度上、管理する者とされる者という関係が発生し、被収容者は「被害者」として想定されがちである。しかし実際の収容所生活はそうした二項対立の図式で語れない側面を有している。実際、第二次大戦中のインドにおける日本人抑留の事例では、日本の勝利を信じる者と信じない者という二派が時に暴力沙汰を起こし、事件の中で死者も生じた。こうした事例は「被抑留者=被害者」という単純な理解を戒めるものであり、民間人抑留者の問題が戦争体験の複層性を解明する題材であることをも示している。
- 6) アメリカにおける日系人の歴史をモチーフにした小説の代表作は管見においては、山崎 豊子『二つの祖国』であり、NHKの大河ドラマ『山河燃ゆ』の原作ともなっている。
- 7) 小森まゆみ『敵国人抑留 戦時下の外国民間人』吉川弘文館,2009年。同著者「戦時下 横浜外国人の受難」横浜外国人社会研究会・横浜開港資料館編『横浜と外国人社会 - 激動 の20世紀を生きた人々』日本経済評論社,2015年。
- 8) 奈良岡聰智『「八月の砲声」を聞いた日本人 第一次世界大戦と植村尚清「ドイツ幽閉記」』千倉書房,2013年。Rolf-Harald Wippich, Internierung und Abschiebung von Japanern im Deutschen Reich im Jahr 1914, in: Zeitschrift für Geschichtswissenschaft, Jg. 55 Heft 1, 2007. 拙稿「第一次世界大戦におけるオーストリア=ハンガリーの捕虜・民間人抑留政策 - 日本人抑留者の事例を中心に」『愛媛法学会雑誌』第44巻第1・2号,2017年。同「オーストリア=ハンガリーにおける敵国民間人の抑留・拘禁と解放 - 日本人抑留者の事例を中心に二」『愛媛法学会雑誌』第44巻第3・4号,2017年。
- 9) 本宮一男「第一次世界大戦と横浜在留ドイツ人」横浜外国人社会研究会・横浜開港資料 館編『横浜と外国人社会-激動の20世紀を生きた人々』日本経済評論社,2015年。
- 10) Cf. Wippich, op. cit., ならびに, 梶原克彦・奈良岡聰智「第一次世界大戦と在独日本人の抑留問題(四)」『愛媛大学法文学部論集 社会科学編』50 号, 2021 年。
- 11) 例えば、拙稿「第一次世界大戦におけるドイツ兵捕虜と〈アルザス=ロレーヌ人〉の解 放問題」『愛媛法学会雑誌』第45巻1・2号、2019年。
- 12) 瀬戸武彦「青島 (チンタオ) をめぐるドイツと日本(4) 独軍俘虜概要」『高知大学学術研究報告 人文科学』50,2001年,81ページ。本論文のギュンターに関する記事は、同『青島から来た兵士たち-第一次大戦とドイツ兵俘虜の実像』同学社,2006年,121ページ,に再録されている。
- 13)「JACAR: Ref. C08040170500, 「大正 3 年乃至 9 年 大正 3 年乃至 9 年戦役俘虜に関する 書類 陸軍省」(防衛省防衛研究所)」16 コマ目。
- 14) 本宮, 前掲, 61ページ。国外退去処分の対象となったのは横浜在住のM・オズワルドであり、ドイツを擁護し日本及び同盟国を中傷する記事を掲載したことがその理由とされた。

- 15) 例えば、『東京朝日新聞』には「独探の嫌疑者 ▽日独人の混血児」(1914年9月2日) とする記事が掲載されている。
- 16) 1914年9月4日『東京朝日新聞』には「在留独人不埒 ▽種々の排日運動」とする記事が掲載されている。その冒頭で「独逸政府が保護の名の下に無辜の我同胞五十余名を監獄に投込み居れる蛮行あるに反し我政府及び国民は在留独逸人(其数約九百名)に対し国交断絶前と同様の待遇を与え寧ろ過分の保護を加へ居れるに拘らず独逸官民は我官民の好意を無視し其態度行為甚だ憎むべきものあり」と述べ、幾つかの「不遜」ないし「反日」の事例を挙げた後、「彼等にして翻然悔悟する所なくんば我政府は速かに相当の処置を加ふる必要ありと某消息通は慨然として語れり」と結んでいる。
- 17) Mahon Murphy, Colonial Captivity during the First World War: Internment and the Fall of the German Empire, 1914-1919, Cambridge University Press, 2018, p. 30.
- 18) 当時の在独・在填日本人の抑留や避難の体験談については、以下を参照。梶原克彦・奈良岡聰智「第一次世界大戦と在填日本人の抑留問題(1)~(4・完)」『愛媛大学法文学部論集 社会科学編』43~46号,2017~2019年。同「第一次世界大戦と在独日本人の抑留問題(一)~(四)|『愛媛大学法文学部論集 社会科学編』47~50号,2019~2021年。
- 19) 「獨逸公使及総領事抑留に関する件」「JACAR: Ref. C03024501400, 欧受大日記 大正4年4月下(防衛省防衛研究所)」。
- 20) ヒンツェもその正体を偽っての入港であり、彼の伝記では本人であることを悟られずに中国へ出航したとされているが、日本側の引致した人物がヒンツェ本人であったとすれば、正体は見破られていたということになる。cf. Johannes Hürter (hrsg.), Paul von Hintze: Marineoffizier, Diplomat, Staatssekretär; Dokumente einer Karriere zwischen Militär und Politik, 1903-1918, Oldenbourg, 1998, S. 61. 同書では、ヒンツェは1915年1月17日に北京に到着したとある。ところでヒンツェは外務大臣を終えた大戦後の1921年に、おそらくはその途次であろうか(彼自身の書状では1917年の春となっているけれども、1915年の誤りかと思われる)、長崎税関で押収された自身の書物の返還を求めて在独日本大使館へ書状を書き送った(「フォン・ヒンツェ」〔JACAR: Ref. B07091121200, 日独欧州戦争関係敵国財産管理一件/管理財産解除、個人ノ部 第九巻(5-2-13-0-30_1_009)(外務省外交史料館)〕〕。調査の結果、長崎税関にそのような記録はないとのことで真相は不明であるが、厳しい戦時下の移動を想起させるエピソードではある。
- 21) 「独逸公使及総領事抑留に関する件」「JACAR: Ref. C03024501400, 欧受大日記 大正4年4月下(防衛省防衛研究所) | 2-3コマ目。
- 22) 木村,石川,宮代については、それぞれ解放後にその抑留体験が公表されている。木村 鋭一「白耳義で独軍の捕虜となった話」『欧州戦争実記』第25号,1915年。石川三四郎『一 自由人の放浪記』平凡社,1929年。宮代四之介「敵と同棲する白国婦人 香取丸の帰朝者 欧州戦乱を語る」『神戸新聞』1915年5月26日。
- 23) 前掲,「独逸公使及総領事抑留に関する件 (C03024501400)」, および「JACAR: Ref. B 07091057300. 日独戦争ノ際ニ於ケル独墺人処遇振関係一件 (5-2-12-0-36) (外務省外交

史料館) | 37-39 コマ目。

- 24) 前掲.「独逸公使及総領事抑留に関する件(C03024501400) | 17-18 コマ目。
- 25)「在本邦独逸墺匈国人の処遇振に関し請議」(「JACAR: Ref. B07091057300, 日独戦争ノ際ニ於ケル独墺人処遇振関係一件(5-2-12-0-36)(外務省外交史料館)|65-69コマ目)。
- 26) 本宮, 前掲, 62ページ。「独墺人の処遇に関する件訓令案」(同上, 73-75 コマ目)。
- 27) 前掲,「JACAR: Ref. C08040170500,「大正3年乃至9年 大正3年乃至9年戦役俘虜に 関する書類 陸軍省|(防衛省防衛研究所)|51コマ目。
- 28) 本宮. 前掲. 65-66ページ。
- 29)「JACAR: Ref. C08040169000, 「大正 3 年乃至 9 年 大正 3 年乃至 9 年戦役俘虜に関する 書類 陸軍省」(防衛省防衛研究所)」30-31 コマ目。
- 30) 「済南に於て釈放せられたる独逸軍人の来津に関する件」(「JACAR: Ref. B07090942500, 日独戦争ノ際相互非戦闘員解放及引渡一件(5-2-8-0-39)(外務省外交史料館)」) 29-31 コマ目。下線部は原文ママ。
- 31) 「日本の寛大非難 ▽独逸非戦闘員取扱」『東京朝日新聞』1914年12月9日。
- 32) 『東京朝日新聞』 1915 年 2 月 11 日。
- 33) 本宮, 前掲, 62-66ページ。同じ時期に『読売新聞』では在留イギリス人の不満の声を紹介している。「在留英人の不平 日本は独墺人に自由を許し過ぎる=「戦後の利福を失ふな」」『読売新聞』1916年5月6日(強調は原文ママ)。
- 34) 外務省監修・日本学術振興会編『通商条條約と通商政策の變遷(條約改正關係日本外交 文書別册)』世界経済調査会、1951 年、246 ページ。
- 35)「寛大に過ぐ」および「青島の独墺人 ▽当然追放すべし」『東京朝日新聞』1914年11月29日。前者の記事では、青島占領後の処遇が寛大なため、戦闘員であったドイツ人が商人として家屋を買い占めてしまい、邦人が渡航しても家屋がない様を伝えている。後者の記事は、青島在留約300人のドイツ人は非戦闘員ということで寛大に取り扱われているが、「独逸人の常として本国の為め間諜の任務に服するは勿論本国政府の内命に依り青島に於ける独逸人の利益擁護に劭むること疑ひなし」として「露国が哈爾賓に於て英国が香港広東に於て一切の独逸人を駆逐し後患を杜絶せんとする例に倣ふは当然」とする論が唱えられていると述べている。
- 36) その模様は当時新聞でも伝えられている。「青島軍政庁の大検挙 ▽独逸人の家宅を捜索 ▽元露国名誉領事監禁」『東京朝日新聞』1915 年 1 月 18 日。
- 37) 瀬戸, 前掲論文, 90ページ, および, 瀬戸, 前掲書, 144ページ。青島陥落後に明らかになったところによると, 開戦当時の青島要塞兵総数5,920人の内訳は, 青島及び北支駐屯ドイツ現役兵3,710人, 青島に集合したドイツ在住の軍人1,424人, 国民軍のドイツ人105人, 軍艦から上陸したドイツ・オーストリアの海兵681人, である(参謀本部編『大正三年日独戦史 上』東京偕行社,1915年,45ページ)。もっとも同箇所での総数の記載は「4920」となっているが, 瀬戸武彦「青島(チンタオ)をめぐるドイツと日本(2)」『高知大学学術研究報告 人文科学』48,1999年,でも指摘されているように計算違いである

と思われる。

- 38) 「JACAR: Ref. B07091057300, 日独戦争ノ際二於ケル独墺人処遇振関係一件(5-2-12-0-36)(外務省外交史料館)」47,55,58,62 コマ目。
- 39) 前掲,「JACAR: Ref. C08040169000,「大正3年乃至9年 大正3年乃至9年戦役俘虜に関する書類 陸軍省」(防衛省防衛研究所) | 50-51 コマ目。
- 40) 同上,52 コマ目。カイニングについては瀬戸武彦「青島 (チンタオ)をめぐるドイツと 日本(5) 独軍俘虜概要」『高知大学学術研究報告 人文科学』52,2003年,77ページも参 昭。
- 41) 陸軍省『青島軍政史-自大正三年十一月至大正六年九月』第二巻,1927年,14ページでも「俘虜と為せる者の中には行政官」としてギュンターの名前が記載されているが、これは最終的な状況を述べたものである。
- 42)「JACAR: Ref. B07090919300, 日独戦争ノ際俘虜情報局設置並独国俘虜関係雑纂 第十一巻 (5-2-8-0-38 011) (外務省外交史料館)」6 コマ目。
- 43) 前掲,「JACAR: Ref. B07091057300,日独戦争ノ際ニ於ケル独墺人処遇振関係一件(5-2-12-0-36)(外務省外交史料館)」47 コマ目。同日付『東京朝日新聞』の「青島独人処分」とする記事では、福田参謀本部第二部長の出張を経ていよいよ青島在留ドイツ人へ処分が下されるとの見通しをすでに報じており、その口吻から当時の在留ドイツ人に対する姿勢が看取される。「独逸人を青島より放逐すべしとの議漸く勢力を占むるに至り最近青島守備隊に於ても独逸人の取締を厳重にし青島市街を放逐したるものは再び入市せしめざること、為したり而も礼和捷成両洋行を始め青島に財産を有し勢力あるものは今尚青島を去らず暴威を逞しうしつ、あれば旧臘三十日青島に出張したる福田少将到着の後事実調査の上適宜の処分にいづべしと」(『東京朝日新聞』1915 年 1 月 6 日)。
- 44) 前掲,「JACAR: Ref. B07091057300, 日独戦争ノ際ニ於ケル独墺人処遇振関係一件 (5-2-12-0-36) (外務省外交史料館) | 58-61 コマ目。
- 45)「捕虜「ギュンター」に関する件」(「JACAR: Ref. B07090919300, 日独戦争ノ際俘虜情報 局設置並独国俘虜関係雑纂 第十一巻 (5-2-8-0-38_011) (外務省外交史料館)」 8 コマ目 以降。
- 46) 同上、21-30 コマ目。
- 47) ドイツと日本の青島施政については以下を参照。浅田進史『ドイツ統治下の青島-経済的自由主義と植民地社会秩序』東京大学出版会、2011年。ヴォルフガング・バウアー、(大津留厚・森宣人他訳)『植民都市・青島 1914-1931-日・中・独政治・経済の結節点』昭和堂、2007年。欒玉璽『青島の都市形成史:1897-1945-市場経済の形成と展開』思文閣出版、2009年。欒玉璽「ドイツ・日本の青島進出とインフラ整備:1897~1945年を中心に」『アジア研究』54(1)、2008年。郭琤「青島占領期における日本の山東経営 1914~22年」『学術研究 人文科学・社会科学編』(早稲田大学教育・総合科学学術院)第66号、2018年。瀬戸武彦「青島(チンタオ)をめぐるドイツと日本(3)ドイツによる青島経営」『高知大学学術研究報告 人文科学』49、2000年。張玉玲「独日の植民地支配と近代都市青島の

誕生 |『山口県立大学学術情報 | 2 2009 年。

- 48) 「旧独逸膠州總督府民政長官ギュンターの待遇に関する件」(「JACAR: Ref. C03025196 000, 欧受大日記 大正9年11月 (防衛省防衛研究所)」21-23 コマ目)。
- 49)「俘虜解放方に関する件」(「JACAR: Ref. C03024768700, 欧受大日記 大正6年5月(防衛省防衛研究所)」。同時期にドイツ人の反日煽動や不敵な活動などが問題視されており、ドイツ人の放逐がやむを得ないとされる一方、ギュンターらは軍政上必要なので依然として拘禁措置を執るとされていた(「在青島在留独人放逐の件」〔「JACAR: Ref. C03025190900, 欧受大日記 大正9年10月(防衛省防衛研究所)〕〕)。
- 50) 「「ギュンター」青島拘禁に関する件回答」(「JACAR: Ref. B07090919300, 日独戦争ノ際 俘虜情報局設置並独国俘虜関係雑纂 第十一巻 (5-2-8-0-38_011) (外務省外交史料館)」 45-46 コマ目)。
- 51) 同上、52コマ目。
- 52)「JACAR: Ref. B07091057500, 日独戦争ノ際ニ於ケル独墺人処遇振関係一件 (5-2-12-0-36) (外務省外交史料館) | 24 コマ目。
- 53) 同上、31 コマ目。
- 54)「在青島独逸人退去に関する件回答|同上.50コマ目。
- 55) 秋山については, 秋山雅之介伝記編纂会編『秋山雅之介傳』秋山雅之介伝記編纂会, 1941 年. がある。
- 56) 「旧独逸膠州総督府民政長官「ギユンター」の待遇に関する件」(「JACAR: Ref. B07090 919300, 日独戦争ノ際俘虜情報局設置並独国俘虜関係雑纂 第十一巻 (5-2-8-0-38_011) (外務省外交史料館)) 54 コマ目。
- 57) 同上、58-59 コマ目。
- 58) 同上。60-63 コマ目。
- 59) 同上。
- 60) 「旧独逸膠州總督府民政長官ギュンターの待遇に関する件」(「JACAR: Ref. C03025196 000. 欧受大日記 大正9年11月(防衛省防衛研究所)」) 70コマ目。
- 61)「旧独逸膠州総督府民政長官「ギユンター」を俘虜とする件通牒」(「JACAR: Ref. B0709 0919300, 日独戦争ノ際俘虜情報局設置並独国俘虜関係雑纂 第十一巻 (5-2-8-0-38_011) (外務省外交史料館)」64 コマ目)。
- 62) 「JACAR: Ref. B07090939300, 日独戦争ノ際俘虜情報局設置並独国俘虜関係雑纂/俘虜 訪問面会ノ件 第五巻 (5-2-8-0-38_2_005) (外務省外交史料館)」2 コマ目。
- 63) 前掲,「旧独逸膠州總督府民政長官ギュンターの待遇に関する件(C03025196000)」64-68 コマ目。
- 64)「JACAR: Ref. B07090919300, 日独戦争ノ際俘虜情報局設置並独国俘虜関係雑纂 第十一巻(5-2-8-0-38 011)(外務省外交史料館)|74-76 コマ目。
- 65) 同上、81 コマ目。
- 66) 同上. 87-89 コマ目。訳文は資料中の外務省のそれに依った。